

岩手県告示第479号

県勢功労者顕彰規則（昭和55年岩手県規則第8号）第2条の規定により、県勢の発展に多大の功労があり、その事績が極めて顕著であって、県民の模範となるものを、平成26年5月23日次のとおり顕彰した。

平成26年6月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏名又は名称	功 労
江原 静江	栄養士の資質向上等に努め、栄養改善を通じた県民の健康増進や疾病予防に尽力するとともに、本県保健福祉の増進に貢献された。
藤原 博	警察行政の刷新改革等に努め、公共の安全と秩序の維持に尽力するとともに、労働行政の推進に貢献された。
久慈 浩	酒造技術の向上と日本酒文化の普及等に努め、酒造業の振興に尽力するとともに、地域経済の活性化に貢献された。
故 大矢 邦宣	「平泉の文化遺産」の世界遺産登録の実現に尽力するとともに、本県文化財の保護に貢献された。